

「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」の一部改正について

平成 20 年 12 月 9 日
(下線部分変更)

新	旧
(取扱会員としての指定の取消し)	(取扱会員としての指定の取消し)
第 36 条	第 36 条
〈 (現行どおり) 〉	〈 (省 略) 〉
4	4
5 グリーンシート銘柄等が次の各号のいずれかに該当する場合は、本協会は、第 1 項の届出によらずに、当該銘柄のすべての取扱会員としての指定を取り消すことができる。	5 グリーンシート銘柄等が次の各号のいずれかに該当する場合は、本協会は、第 1 項の届出によらずに、当該銘柄のすべての取扱会員としての指定を取り消すことができる。
1	1
〈 (現行どおり) 〉	〈 (省 略) 〉
5	5
6 虚偽記載（有価証券報告書提出会社においては、内閣総理大臣等から訂正命令（原則として、金商法第 10 条（金商法第 24 条の 2 及び第 24 条の 5 において準用する場合を含む。）又は第 23 条の 10 に係る訂正命令をいう。）若しくは課徴金納付命令（ <u>金商法第 172 条の 2 第 1 項</u> （同条第 4 項において準用する場合を含む。）又は <u>金商法第 172 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項</u> に係る命令をいう。）を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により金商法第 197 条若しくは第 207 条に係る告発が行われた場合、又は有価証券届出書、発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参考書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書並びに目論見書に係る訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書を提出した場合であって、本協会がその訂正した内容を重要と認めるものである場合をいうものとし、会社内容説明書提出会社においては、グリーンシート銘柄等の発行会社が会社内容説明書を訂正した場合であって、本協会がその訂正した内容を重要であると認めるものである場合をいうものとする。）又は不適正意見等	6 虚偽記載（有価証券報告書提出会社においては、内閣総理大臣等から訂正命令（原則として、金商法第 10 条（金商法第 24 条の 2 及び第 24 条の 5 において準用する場合を含む。）又は第 23 条の 10 に係る訂正命令をいう。）若しくは課徴金納付命令（ <u>金商法第 172 条第 1 項</u> （同条第 4 項において準用する場合を含む。）に係る命令をいう。）を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により金商法第 197 条若しくは第 207 条に係る告発が行われた場合、又は有価証券届出書、発行登録書及び発行登録追補書類並びにこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参考書類、有価証券報告書及びその添付書類、半期報告書並びに目論見書に係る訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書を提出した場合であって、本協会がその訂正した内容を重要と認めるものである場合をいうものとし、会社内容説明書提出会社においては、グリーンシート銘柄等の発行会社が会社内容説明書を訂正した場合であって、本協会がその訂正した内容を重要であると認めるものである場合をいうものとする。）又は不適正意見等
次のイ又はロに該当する場合	次のイ又はロに該当する場合
イ (現行どおり)	イ (省 略)
ロ (現行どおり)	ロ (省 略)
7	7
〈 (現行どおり) 〉	〈 (省 略) 〉
13	13
6	6
〈 (現行どおり) 〉	〈 (省 略) 〉

新	旧
8 付 則 この改正は、平成20年12月12日より施行する。	8